

(第7条第1項関係)
政務活動費収支報告等

平成29年4月14日

清瀬市議会議長
渋谷のぶゆき 殿

会派名 清瀬自民クラブ
代表者名 斉藤 正彦

平成28年度政務活動費収支報告について

清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、
別紙のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。



平成28年度政務活動費収支報告書

会派名 清瀬自民クラブ

1 収入
政務活動費 840,000円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	625,912円	平成28年10月調査視察実施
研修費	0円	
広報費	151,200円	会派政策広報誌印刷費
広聴費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	58,968円	定期購読誌購入
人件費	0円	
事務所費	0円	

3 残額 3,920円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

平成29年 9月15日

清瀬市議会議長

西畑 春政 殿

会派名 清瀬自民クラブ
代表者名 森川 正英 印

平成28年度政務活動費の返還について

清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、平成29年4月14日付で提出いたしました政務活動費収支報告書において、事務処理上の認識の錯誤がありました。

つきましては、別紙「平成28年度政務活動費収支報告書」のとおり内容を訂正し、提出するとともに、下記の金額を返還いたします。

記

- | | |
|--------------|----------|
| 1 会派政策広報誌印刷費 | 151,200円 |
|--------------|----------|



平成28年度政務活動費収支報告書

会派名 清瀬自民クラブ

1 収入

政務活動費 840,000円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	625,912円	平成28年10月調査視察実施
研修費	0円	
広報費	0円	
広聴費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	58,968円	定期購読誌購入
人件費	0円	
事務所費	0円	

3 残額 155,120円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(参考)

清瀬市議会政務調査費収入支出整理簿

会 派 名	清瀬自民クラブ
経理責任者氏名	渋谷 けいし

平成28年度

単位：円

番号	月日	項 目	収入	支出	残額
	平成28年4月27日	平成28年度交付分受領	840,000		840,000
1	平成28年6月8日	調査研究旅費 (航空券購入)		69,160	770,840
2	平成28年6月8日	調査研究旅費 (航空券購入)		51,870	718,970
3	平成28年9月16日	調査研究旅費 (新函館北斗～大宮 JR乗車券類購入)		148,540	570,430
4	平成28年9月26日	調査研究旅費 (札幌～函館 JR乗車券類購入)		58,170	512,260
5	平成28年9月26日	調査研究旅費 (滝川～札幌 JR乗車券類購入)		23,030	489,230
	平成28年10月13日	調査研究旅費 (清瀬～羽田空港 乗車券購入)		6,580	482,650
6	平成28年10月13日	調査研究旅費 (宿泊費(1泊朝食付プラン))		94,794	387,856
7	平成28年10月13日	調査研究旅費 (タクシー借上げ費)		82,530	305,326
8	平成28年10月14日	調査研究旅費 (宿泊費(1泊朝食付プラン))		80,998	224,328
	平成28年10月14日	調査研究旅費 (函館駅～十字街駅 乗車券購入(往復))		2,940	221,388
9	平成28年10月14日	調査研究費 (施設利用料)		1,000	220,388
	平成28年10月14日	調査研究旅費 (函館～新函館北斗 乗車券購入)		2,520	217,868
	平成28年10月14日	調査研究旅費 (大宮～新秋津 乗車券購入)		2,730	215,138
	平成28年10月14日	調査研究旅費 (秋津～清瀬 乗車券購入)		1,050	214,088
11	平成29年3月31日	政策研究図書購入費		58,968	155,120
		以下、余白			
		残金			155,120

①

WEB 8ShSafWwvL-GPM92-173054-0-1111
表示日 2016/06/08
DATE OF DISPLAY領収書
RECEIPT下記、正に領収致しました。
This is to certify that ANA has received the following.

宛名 RECEIVED FROM	清瀬自民クラブ	様
金額 THE SUM OF	¥69,160	(税込/tax-included)
	クレジット支払い 三菱UFJニコスカード	
但し IN PAYMENT OF	運賃および税金・料金等 AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.	
航空券番号 TICKET No.	1010125167782010 1010125167783012 1010125167784014 1010125167785016	
照会番号 REFERENCE No.	V54MNV 1544YF P54DVN N52POT	
航空券発行日 TICKET ISSUE DATE	2016/06/08	

全日本空輸株式会社
All Nippon Airways Co., Ltd.本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです
This is an electronic display of receipt data.

②

WEB 8ShSafWwvL-VG084-172508-0-1111
表示日 2016/06/08
DATE OF DISPLAY領収書
RECEIPT下記、正に領収致しました。
This is to certify that ANA has received the following.

宛名 RECEIVED FROM	清瀬自民クラブ	様
金額 THE SUM OF	¥51,870	(税込/tax-included)
	クレジット支払い 三菱UFJニコスカード	
但し IN PAYMENT OF	運賃および税金・料金等 AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.	
航空券番号 TICKET No.	1010125167020012 1010125167021014 1010125167022016	
照会番号 REFERENCE No.	753978 V54NEZ 15469J	
航空券発行日 TICKET ISSUE DATE	2016/06/08	

全日本空輸株式会社
All Nippon Airways Co., Ltd.本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです
This is an electronic display of receipt data.

③

領 収 証

2016年 9月16日

清瀬自民クラブ 様

金148,540円

ただし、乗車券類代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
立川301 No.000018

④

領 収 証

2016年 9月26日

清瀬自民クラブ 様

金58,170円

ただし、乗車券類9月16日購入代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
新秋津801 No.000011

⑤

領 収 証

2016年 9月26日

清瀬自民クラブ 様

金23,030円

ただし、乗車券類9月16日購入、9月26日変更分代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
新秋津801 No.000010

⑥

領 収 証

BU No 006848

RECEIPT

2016年10月13日

清瀬自民クラブ 様

下記の金額正に領収いたしました。

[現金・クレジットカード・振込]

ご宿泊代として

金額

7	9	4	7	9	4
---	---	---	---	---	---

消費税等

領収金額には上記の金額が含まれております。



Prince Hotel
New Furano

新富良野プリンスホテル

〒076-8111 北海道富良野市御料
TEL: 0167-22-1189
www.princehotels.co.jp/newfurano

係名

⑦

領 収 証

清瀬自民クラブ

様

No. _____

★ 手 82,530 —

内 訳
 (現金) _____
 小切手 _____
 手形 _____
 消費税額等(%) _____

御車代

平成28年10月13日 上記正に領収いたしました

さざりんイヤー株式会社

北海道上川郡東神楽町南1条東1丁目番地
 〒071-1502 電話 (0166)83-2645



⑧

領 収 証

AM No 112297

RECEIPT

2016 年10月14日

清瀬自民クラブ 様

下記の金額正に領収いたしました。
 (現金・クレジットカード・振込)

宿泊代として

金額 ¥80,998

消費税等

領収金額には上記の金額が含まれております。



Prince Hotel
 Sapporo

札幌プリンスホテル
 〒060-8615 北海道札幌市中央区南2条西11丁目
 TEL: 011-241-1117 FAX: 011-231-5994
 www.princehotels.jp/sapporo

係名

9

No 200020161014090012

(1/1)

施設領収書

使用申込日 平成28年08月01日
 使用施設名 函館市地域交流まちづくりセンター
 領収日 平成28年10月14日

清瀬市議会 清瀬自民クラブ 様

領収金額 ￥ 1,000

支払方法 現金

但



上記正に領収いたしました。

特定非営利活動法人NPOサポートはこだて

函館市美原4丁目26番17号
 0138-22-9700

受付番号	00154717
------	----------

	施設利用日	時間(始-終)	設備名(付帯)	摘要	利用料
1	平成28年10月14日(金)	13:00-15:00	研修室B(2F)	使用	¥ 1,000
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計					¥ 1,000

備考	担当者印
----	------

事 務 連 絡

平成 28 年 9 月 28 日

清瀬市議会事務局長

海老沢 敏明 殿

清瀬自民クラブ

代表 斉藤 正彦

平成 28 年度 清瀬自民クラブ政務調査視察における大型タクシー利用について

初秋の候、貴職、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、表題の件について下記の事由があることから平成 28 年度政務調査視察において大型タクシーを利用しますので、事前にご報告致します。本件に関する疑義については、下記担当者までお問い合わせください。

なお、本政務調査視察においても関係法令及び条例並びに清瀬市議会内申し合わせ事項を順守し実施することを申し添えます。

記

1. 当該 2 か所の視察箇所の移動に際し、鉄道等公共交通機関の運行本数が極めて少なく、これを利用する場合、時間的な制約が大きくなり合理性に欠けるとともに、行程に著しく遅延をもたらすことで視察の実施に支障があること。
2. 小型タクシー利用の場合、移動距離が長距離であるほか、参加人数が 7 名であることから、2 台利用となり経済的に不合理であること。

以上

担当者

清瀬自民クラブ 渋谷 けいし

■■■■ - ■■■■ - ■■■■

平成28年度 清瀬自民クラブ 調査視察報告

1. 実施日時及び調査視察先

平成28年10月12日 北海道上川郡美瑛町（14時30分～）

平成28年10月13日 北海道空知郡上富良野町（9時30分～）

平成28年10月14日 北海道函館市（13時～）

2. 調査視察内容

美瑛町 : 美しい農村景観を生かしたまちづくりについて

上富良野町 : 行政サービス制限条例について

函館市 : 函館市地域交流まちづくりセンターについて

3. 調査視察対応者

美瑛町 : 政策調整課職員

上富良野町 : 上富良野町議会副議長、町民生活課長ほか

函館市 : NPO法人NPOサポートはこだて 副センター長

4. 調査視察者

斉藤正彦、中村清治、友野博子、森田正英、粕谷勇、渋谷信之、渋谷桂司 以上7名

5. 調査視察報告

(1) 美瑛町

北海道美瑛町は、人口約10,000人、なだらかな波状丘陵地帯と雄大な自然環境を資産とし、その景観や営農、営林を通じて、まちの魅力の増進を図り、発信し、誘客により持続的な地域発展させようと施策展開をしている。具体的には、「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」（平成15年3月4日制定）や「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」（平成15年3月4日制定）を制定し、町長のリーダーシップにより農協、商工会、観光業界などと町民が一体となり、まちづくりを推進している。美瑛町のまちづくりの大きな視点は、景観を大きな資源と考え、町民とともに守り育ていくという点である。この姿勢が景観計画区域や景観育成区域などの策定に表れていると言えるし、その後の美瑛町景観計画の策定や実際に美瑛町本通土地区画整理事業などで具現化されている。

これら行政と町民協働で育て上げている美しい景観を「日本で最も美しい村」連合（全国60町村が加盟）を設立するという施策により全国、世界へ美瑛町魅力を発信している。「丘のまち美瑛」を観光資源とし、誘客可能な観光のまちとしていくために、様々な手法により情報発信を行っており、その発信力には目を見張るものがある。現在では、様々な交流施設などの建設も進み、インバウンド需要の取り込みや滞在型観光の掘り起こしなど積極

的な施策の展開に余念がない。これらの取り組みが功を奏し平成27年度の観光での来町人口は、日帰り、宿泊を含め全体では、約170万人にも達するようになっている。

以上の取り組みは、清瀬市におけるシティープロモーションやシティーセールスのあり方などについて議論を進めるうえで大いに参考になるものであった。

(2) 上富良野町

上富良野町では、町税等の滞納が増加傾向にあったことから、納税等に不誠実な滞納者に対して行政サービスを制限することを目的とした「上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」を平成18年9月定例町議会において議決し、平成19年4月1日から施行している。

町税等の財源は、行政サービスの基盤でもあり、特別な理由もなくその負担すべき町税等を納付しない滞納者には、何らかの行政サービスの制限措置を講じてペナルティーを与えることが、町税等の滞納の解消及び滞納の抑止、また、納期内納税者との税負担の公平性を確保すること、並びに町税等徴収に対する町民の信頼を確保するために必要であるとの考えから本条例を制定したとのことであった。

対象となる税目は、個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、国民健康保険税とし、これらの滞納者で① 再三にわたって督促状及び催告状を送付しても納税の意志を示さない者、② 再三にわたって電話及び臨戸訪問をしても納税の意志を示さない者、あるいは納税の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る者、③ 行政に対する不平・不満を理由に納税を拒否する者、④ 納税誓約が提出されていても納付計画を常に反古する者、⑤ 特別の理由もなく1年間以上にわたって納税の実績がない者、⑥ 特別の理由もなく年間賦課課税額に満たない金額を納入していることにより、毎年滞納額が増加している者について行政サービスの提供を制限するものである。

制限する行政サービスの対象事業は、町が行なう契約行為、許認可、補助金・交付金、保健・福祉サービスなど、町費を投入して滞納者個人に行なう行政サービス58事業について適用し、さらに法に基づく差押の強制執行や本条例に基づく行政サービスの制限等を行なってもなお、税資力がありながら納税に著しく誠実性を欠く者を「特定の滞納者」と位置付け、事前に本人からの弁明の機会を付与したうえで、第三者から構成される「上富良野町滞納審査会」及び「上富良野町個人情報保護審査会」の二つの審査会において、特定の滞納者から事情等を聴取し、さらに氏名公表の適否について審議を行い、その結果、なお納税等に応じない場合に最終の手段として氏名等の公表も行うなど非常に細かい部分まで検討がなされ、完成度の高い条例、制度設計となっていた。

もちろん、本条例施行前には、コンビニエンスストアでの納税環境の整備や町民税、国民健康保険税の納期の細分化を行うなど、納税環境の充実化も行っている。これまで氏名公表に至った納税義務者は、おらず、行政サービスを制限した事例もなく、現年分、滞納分共に徴収率は年々改善しており、本条例の制定効果が十分に発揮されているようであった。

本市においても徴収率の向上については、常に課題であり、本条例の効果などを十分検証し、導入に向けた研究をすべきと感じた。

(3) 函館市

函館市地域交流地域まちづくりセンターは、市民交流やNPOなど市民活動団体の活動支援のみにとどまらず、観光客向けの函館の観光案内も担い、地元の地域情報の発信も行いながら函館市民のコミュニケーションの場所の提供やまちづくり活動をサポートしている。

函館市地域交流地域まちづくりセンターの所在する建物は、大正12年建築の丸井今井呉服店函館支店の建物を改装し、耐震化を図った上でリニューアルしたものである。市民から保存の要望があった歴史的建造物をリニューアルすることで、情報発信、市民交流、市民活動支援の3つの機能を有する函館市地域交流まちづくりセンターとして活用することとなり平成19年に整備、開館し指定管理方式で運営を行っている。

開館時間は午前9時から午後9時までで、主な業務は、NPOや市民ボランティア活動の中間支援や市民の交流や研修、展示会といった需要に応えるための貸館機能であるが、地域の情報を集め、観光情報の発信、更には函館市定住化サポートセンター業務（函館市からの委託事業）も行うなどその業務は多岐にわたっている。運営は、「NPOサポートはこだてグループ」が指定管理者として管理運営を行っており、職員は常勤7名、非常勤4名による計11名で運営を担っている。

函館市地域交流地域まちづくりセンターの特色は、指定管理者制度を導入することで利用者の立場に立った対応が可能で、柔軟な対応と自由な発想、効率的な運営が可能となっており、指定管理者による管理運営の裁量の自由度が高いという点である。例えば会議室などはもちろんだが館内のありとあらゆるスペースが貸し出し対象となっていたり、指定管理者が貸室ホールなどの机や備品などの設営、撤去を全て行うことにより利用者の負担軽減を図り、施設稼働率を高める努力を行っていたりする点が挙げられる。これらの取り組みの結果、増収分となった利益については、指定管理者の収益になる仕組みになっており、指定管理者の経営努力へのインセンティブが働いていると感じた点であった。

清瀬市においても市民活動の支援機能として市民活動センターがあるが、運営面で課題が多い中、今回の函館市地域交流地域まちづくりセンターの運営、取り組みは、本市にとっても非常に参考になる取り組みであり、今後の施策展開へ示唆に富むものであった。

いずれの調査視察においても、事前の調査や勉強会を重ねた結果、現地では政策的・実務的に踏み込んだ調査や質疑応答が行われ、資料だけでは読み取れない貴重な視察及び検証ができたものとなった。

⑪ ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
29-03-31	00845	A93110005
取扱店	キヨセナカサト	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*58,968	料金 *0

日付	金額	種別	備考
29-03-31	58,968	振替	イマジン国際株式会社
29-03-31	1,032	振替	新生活応援キャンペーン
29-03-31	60,000	振替	新生活応援キャンペーン

振替受付票
 払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。
 料金には、消費税等が含まれています。
 (ゆうちょ銀行)

入金額 *60,000
 おつり *1,032

新生活応援キャンペーン実施中！
 詳しくは、貯金窓口へ。

印紙税申告納付につき、
 税務署承認済

⑪